

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について  
藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を改正する規則を次のように定める。

2025（令和7年）2月13日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将 宏

1 一部を改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2025年（令和7年）4月1日

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴い、規則を一部改正する必要による。

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 將 宏

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を改正する規則

藤沢市教育委員会事務局組織等規則（平成12年藤沢市教育委員会規則第3号）  
の一部を次のように改正する。

別表第3 藤沢市教育委員会教育長之印何々公民館専用の項中

てん書	方21	木印	13	公民館使用許可事務、公 民館事業に関する文書	公 民 館 長	を
削除						に改め、

同表藤沢市総合市民図書館長之印の項中

てん書	方21	木印	1	図書館長名をもってする 文書	総 合 市 民 図 書 館 長	を
削除						に改め、

同表藤沢市教育委員会教育長之印文化芸術課専用の項中

てん書	方21	木印	1	後援等の許可に関する事 務	文 化 芸 術 課 長	を
削除						に改め、

同表藤沢市教育委員会教育長之印スポーツ施設使用許可事務専用の項中

てん書	方21	木印	1	スポーツ施設使用許可事務	スポーツ推進課長
-----	-----	----	---	--------------	----------

削除」に改める。

藤 沢 市 教 育  
委 員 会 教 育  
長 之 印 何 々  
公 民 館 専 用

別表第4削除の項中「」を「削除」に、

藤 沢 市 総 合  
市 民 図 書 館  
長 之 印

藤 沢 市 教 育 委  
員 会 教 育 長 之 印  
文 化 芸 術 課 専 用

」を「削除」に、「」を「削除」に、

藤 沢 市 教 育  
委 員 会 教 育  
長 之 印 ス ポ ー ツ  
施 設 使 用 許  
可 事 務 専 用

」を「削除」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成12年教委規則第3号)新旧対照表

改正後 (案)								現行							
別表第3 (第13条関係)								別表第3 (第13条関係)							
公印の名称	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)	印材	個数	用途	管守者	公印の名称	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)	印材	個数	用途	管守者
(略)								(略)							
藤沢市教育委員会教育長之印何々公民館専用	9	削除	—	—	—	—	—	藤沢市教育委員会教育長之印何々公民館専用	9	てん書	方21	木印	13	公民館使用許可事務、公民館事業に関する文書	公民館長
(略)								(略)							
藤沢市総合市民図書館長之印	12	削除	—	—	—	—	—	藤沢市総合市民図書館長之印	12	てん書	方21	木印	1	図書館長名をもつてする文書	総合市民図書館長
(略)								(略)							

藤沢市教育委員会教育長之印文化芸術課専用	14	削除	—	—	—	—	—
藤沢市教育委員会教育長之印スポーツ施設使用許可事務専用	15	削除	—	—	—	—	—
(略)							

別表第4

(略)		
7 削除	8 削除	9 削除

藤沢市教育委員会教育長之印文化芸術課専用	14	てん書	方21	木印	1	後援等の許可に関する事務	文化芸術課長
藤沢市教育委員会教育長之印スポーツ施設使用許可事務専用	15	てん書	方21	木印	1	スポーツ施設使用許可事務	スポーツ推進課長
(略)							

別表第4

(略)		
7 削除	8 削除	9 藤沢市教育委員会教育長之印何々公民館専用

10  
削除

11  
削除

12  
削除

10  
削除

11  
削除

12

藤 沢 市 総 合  
市 民 図 書 館  
長 之 印

13  
削除

14  
削除

15  
削除

13  
削除

14

藤 沢 市 教 育 委  
員 会 教 育 長 之 印  
文 化 芸 術 課 専 用

15

藤 沢 市 教 育  
委 員 会 教 育  
長 之 印 ス ポ ー ツ  
施 設 使 用 許  
可 事 務 専 用

(略)

(略)